

個別取組事項の状況

○総合的かつ計画的に講ずべき施策

- Ⅰ 建設工事の請負契約における経費の適切かつ明確な積算等 Ⅱ 責任体制の明確化 Ⅲ 建設工事の現場における措置の統一的な実施 Ⅳ 建設工事の現場の安全性の点検等 Ⅴ 安全及び健康に関する意識の啓発

取組事項	2024年度 実施状況
Ⅰ	<p>(1)安全及び健康の確保に関する経費の適切かつ明確な積算等</p> <p>適切かつ明確な積算がなされ、下請負人まで確実に支払われるよう、安全衛生対策項目の確認表及び安全衛生経費を内訳として明示するための「標準見積書」の作成・普及を図る。</p> <p>安全衛生経費の確保の必要性について、立入検査等を通じ法令遵守の徹底を図る。</p> <p>(2)建設工事従事者の安全及び健康に配慮した工期の設定</p> <p>建設工事従事者の健康保持、災害防止等の観点から、新・担い手3法や労働基準法の趣旨を踏まえ、週休二日の実現や労働時間の削減に向け、請負契約において、休日等の日数を確保するなど適切な工期を定める。</p> <p>債務負担行為の積極的な活用等により施工時期を平準化する等、計画的な発注を実施する。</p>
Ⅱ	<p>責任体制の明確化</p> <p>立入検査等を通じ、法令遵守の徹底を図る。</p> <p>中小建設業者の安全衛生管理能力の向上に向けた教育等の支援を促進する。</p> <p>立入検査等を通じた一括下請負の禁止、技術者の専任配置等の確認</p> <p>安全衛生教育に関する情報（建設業労働災害防止協会）の周知</p>
Ⅲ	<p>(1)建設業者間の連携の促進</p> <p>労働安全衛生法令に基づく元請負人による統括安全衛生管理の徹底を図る。</p> <p>(2)一人親方等の安全及び健康の確保</p> <p>一人親方等が業務中に被災した災害を的確に把握するとともに、労働災害との比較等により、一人親方等の災害の特徴を分析し、災害防止対策の基礎資料として活用する。</p> <p>一人親方等に作業の一部を請け負わせる建設業者による一人親方等の安全及び健康の確保のための措置の徹底を図る。</p> <p>一人親方等に対してその業務の特性や作業の実態を踏まえた安全衛生に関する知識習得等を支援する。</p> <p>(3)特別加入制度への加入促進等の徹底</p> <p>契約の形式が請負契約であっても、実態が雇用労働者である場合には、労働者として扱うよう改めて周知・指導を行うとともに、一人親方と請負契約を締結する際には、取引の適正化及び必要経費を適切に反映した請負代金の確保に努めるよう周知を行う。</p> <p>一人親方の安全及び健康の確保と併せて、関係行政機関等が連携し、一人親方に対する労災保険の特別加入制度への適切な加入について、積極的な周知を行う。</p> <p>労働安全衛生マネジメントシステムの構築及び運用を行う取組や、建設工事の完了時における建設業者の安全衛生管理を評価する取組を促進する。</p> <p>リスクアセスメント等の基礎情報となる災害事例の分析の充実や、建設業者及び関係団体による安全衛生活動の取組の公開等を行う。</p> <p>安全性の点検等に関する建設業者や関係団体の自主的な研修会、講習会等の取組を一層促進する。</p> <p>安全性の点検・パトロール等を行う者の能力向上や労働安全コンサルタント、労働衛生コンサルタント等十分な知識経験を有する者の活用、元請負人と下請負人との立場の違いを超えた連携等を促進する。</p> <p>安全衛生対策やその効果等を分かりやすく「見える化」する。</p> <p>施工の安全性に配慮した建築物等の設計に係る先行事例の収集・普及を促進する。</p> <p>ICT建機やUAV（無人航空機）を活用することで重機回りの丁張り作業や法面測量等の危険を伴う作業等を減少させるi-Constructionを推進する。</p> <p>「公共工事等における新技術活用システム」による新技術の効果的な活用を促進する。</p> <p>高齢者に配慮した作業方法や熱中症対策など作業環境の改善を図る。</p>
Ⅳ	<p>(1)建設工事の現場の安全性の点検、分析、評価等に関する建設業者等による自主的な取組の促進</p> <p>工事成績評価における評価項目の設定</p> <p>建設業講習会における愛知労働局による講義の実施</p> <p>厚生労働省等の公開している、リスクアセスメント等の基礎情報となる災害事例及び事業所等で実施されている安全活動の「見える化」の取組事例の周知</p> <p>地元建設業界と連携した愛知県版 i-Constructionの推進</p> <p>施工の情報化（ICT活用工事の実施、遠隔臨場の実施、BIM/CIMの実施）</p> <p>規格の標準化</p> <p>施工時期の平準化</p> <p>あいち建設情報共有システムの活用</p> <p>施設台帳の電子化</p> <p>管理施設データの共有</p> <p>IoTやドローンの活用による業務効率化</p> <p>(2)建設工事従事者の安全及び健康に配慮した設計、建設工事の安全な実施に資するとともに省力化・生産性の向上にも配慮した工法の促進</p> <p>労働安全衛生法で定められた教育の実施とともに、安全衛生管理の能力向上教育等、建設工事従事者の経験、能力、立場等に応じた継続的な教育の重要性について十分な理解を促しつつ、能力向上教育等の原則実施をより一層積極的に促進する。</p> <p>中小の建設業者が建設工事従事者に対して行う、不安全行動の防止や安全衛生管理に係る教育への支援を促進する。</p> <p>建設工事従事者の安全及び健康に関する意識啓発に係る創意工夫事例をはじめとした安全衛生活動の取組や災害対応事例について積極的に情報発信し、水平展開を図る。</p> <p>創意工夫事例をはじめとした建設業者等の安全衛生活動の取組や災害対応事例について情報「職場のあんぜんサイト」（厚生労働省）の周知</p> <p>優秀施工者愛知県知事表彰の実施</p> <p>働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」及び「熱中症予防のための情報・資料サイト」・「働く人の今すぐ使える熱中症ガイド」（厚生労働省）の周知</p> <p>健康相談窓口について、現場レベルでの周知と活用促進を図る。</p>
Ⅴ	<p>(1)建設工事従事者の従事する業務に関する安全衛生教育の促進</p> <p>労働安全衛生法で定められた教育の実施とともに、安全衛生管理の能力向上教育等、建設工事従事者の経験、能力、立場等に応じた継続的な教育の重要性について十分な理解を促しつつ、能力向上教育等の原則実施をより一層積極的に促進する。</p> <p>中小の建設業者が建設工事従事者に対して行う、不安全行動の防止や安全衛生管理に係る教育への支援を促進する。</p> <p>建設工事従事者の安全及び健康に関する意識啓発に係る創意工夫事例をはじめとした安全衛生活動の取組や災害対応事例について積極的に情報発信し、水平展開を図る。</p> <p>創意工夫事例をはじめとした建設業者等の安全衛生活動の取組や災害対応事例について情報「職場のあんぜんサイト」（厚生労働省）の周知</p> <p>優秀施工者愛知県知事表彰の実施</p> <p>働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」及び「熱中症予防のための情報・資料サイト」・「働く人の今すぐ使える熱中症ガイド」（厚生労働省）の周知</p> <p>健康相談窓口について、現場レベルでの周知と活用促進を図る。</p>

○総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- Ⅰ 建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上を図るための施策 Ⅱ 墜落・転落災害の防止対策の充実強化 Ⅲ 健康確保対策の強化 Ⅳ 人材の多様化に対応した建設現場の安全健康確保、職場環境の改善 Ⅴ 計画の推進体制 Ⅵ 施策の推進状況の点検と計画の見直し

取組事項	2024年度 実施状況
Ⅰ	<p>(1)社会保険等の加入の徹底</p> <p>官民の関係者から構成される協議会等を通じ、引き続き、法定福利費を内訳明示した見積書の活用等による法定福利費の適切な確保並びに建設業者及び建設工事従事者の社会保険等の加入の徹底を推進する。</p> <p>一人親方が実態上労働者である場合の社会保険等の加入の必要や労働基準関係法令が適用されることについて、建設業者等及び建設工事従事者に対し周知を徹底する。</p> <p>(2)建設キャリアアップシステムの活用推進</p> <p>民間での建設キャリアアップシステムの活用を促進する。</p> <p>県における活用について国の動向も参考にしながら研究していく。</p> <p>(3)「働き方改革」の推進</p> <p>インフラ分野のDXを推進する。</p> <p>メンタルヘルスクアの充実等の取組を促進する。</p> <p>教育訓練の充実やキャリアパス（職歴の道筋）の提示、職業訓練の実施を行う事業主、事業主団体等に対して支援を行う。</p>
Ⅱ	<p>(1)労働安全衛生法令の遵守徹底等</p> <p>新規入職者をはじめとして、高所作業従事者一人一人の危険感受性を向上させるための取組の促進を図る。</p> <p>「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」（厚生労働省）に示されている「より安全な措置」等の一層の普及を図る。</p> <p>(2)墜落・転落災害防止対策の充実強化</p> <p>墜落・転落災害を防止するためのマニュアルの作成・普及をはじめ、足場の組立・解体中の墜落・転落防止対策の充実強化を図るとともに、その周知とフォローを行う。</p>
Ⅲ	<p>(1)熱中症、騒音障害防止対策</p> <p>「職場における熱中症予防基本対策要綱」に基づく暑さ指数の把握とその値に応じた熱中症予防対策を適切に実施する。</p> <p>「騒音障害防止のためのガイドライン」に基づく作業環境測定、健康診断、労働衛生教育等の健康障害防止対策を実施する。</p> <p>(2)解体・改修工事における石綿ばく露防止対策や関係法令の遵守等</p> <p>建築物石綿含有建材調査者講習の受講勧奨、石綿使用の有無に関する事前調査の実施、事前調査結果に基づく作業の実施と記録の作成等の石綿ばく露防止対策の徹底等を図る。</p> <p>解体工事における関係法令の遵守に向けた周知を図る。</p> <p>(3)新興・再興感染症への対応</p> <p>新興・再興感染症が発生・拡大した際には、関係する方針等を踏まえ、適切に対応する。</p>
Ⅳ	<p>(1)女性の活躍促進</p> <p>現場の労働環境の整備や、仕事と家庭の両立のための制度の活用促進等の取組を官民一体となって推進する。</p> <p>(2)増加する外国人労働者の労働災害への対応</p> <p>外国人労働者への効率的・効果的な安全衛生教育や法令遵守の意識啓発、周知のほか、雇入れ時・派遣受け入れ時の安全衛生教育を徹底するための労働災害防止対策を促進する。</p> <p>(3)高齢労働者の安全及び健康の確保</p> <p>「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づく取組の促進を図るとともに、高齢労働者が被災しやすい転倒の防止のための取組を進める。</p>
Ⅴ	<p>計画の推進体制</p> <p>関係者における連携、協力体制を強化する。</p> <p>Ⅵ 施策の推進状況の点検と計画の見直し</p> <p>国の基本計画の変更や本計画に定める施策の推進状況等必要に応じ速やかに変更する。</p>